



許可番号 04210002069

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県長崎市三京町2842番地1

氏 名 平木工業株式会社 代表取締役 平木 實男

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であること
を証する。

長崎県知事 中村 法道



許可の年月日 平成28年 6月27日

許可の有効年月日 平成35年 6月26日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
鉛さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上17種類（下記2のとおり積替え行為を含み、保管行為は含まない。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う
産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

【積替え場所】

所在地	長崎県平戸市田平町下寺免字七曲361番1
産業廃棄物の種類	汚泥

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 8年 6月27日	産業廃棄物収集運搬業新規許可
平成 13年 6月27日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成 18年 6月27日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成 23年 6月27日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成 26年 8月14日	産業廃棄物収集運搬業変更許可
平成 27年 7月13日	産業廃棄物収集運搬業変更許可
平成 28年 6月27日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成 29年 9月25日	産業廃棄物収集運搬業変更届出（水銀使用製品産業廃棄物等の取扱の明記）

5. 積替え許可の有無 有

市名 長崎市 許可番号 07911002069

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 07911002069号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎市三京町2842番地1
 氏 名 平木工業 株式会社 代表取締役 平木 實男

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを
 証する。

長崎市長 田上富久



許可の年月日 令和3年3月18日
 許可の有効年月日 令和10年3月17日

1. 事業の範囲

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上3種類については自動車等破碎物を含む。）燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
 以上16種類（積替え、保管行為を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

別紙のとおり

3. 許可の条件**4. 許可の更新又は変更の状況**

平成9年 3月18日	新規許可
平成14年 3月18日	更新許可
平成14年 4月 8日	変更許可（積替え保管行為の追加）
平成19年 3月18日	更新許可
平成22年11月10日	変更届出（積替え保管種類の追加）
平成23年 8月31日	変更届出（積替え保管種類の追加等）
平成24年 2月 2日	優良基準適合確認
平成25年 4月 1日	変更届出（積替え保管種類の追加）
平成26年 1月23日	変更届出（積替え保管量の増加等）
平成26年 3月18日	更新許可（優良基準適合認定）
平成27年 9月 4日	変更届出（積替え保管種類の追加）
平成29年 9月28日	変更届出（水銀使用製品産業廃棄物明記）
令和2年11月13日	変更届出（水銀使用製品産業廃棄物表記変更）
令和3年 3月18日	更新許可（優良基準適合認定）

5. 積替え許可の有無 有・無

（積替え保管を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無**備考**

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

所在地	長崎市三京町2842番地1			面積 (m ²)	244.5
産業廃棄物の種類	保管上限 (m ³)	最大積上げ 高さ (m)	保管方法	備考	
燃え殻、 廃プラスチック類、 紙くず、 木くず、 繊維くず、 ゴムくず、 金属くず、 ガラスくず・コンクリー トくず及び陶磁器くず、 がれき類	36.0	—	屋内	石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く。	
燃え殻	6.0	—	屋内・容器		
廃油	15.2	屋内 0.2 屋外 15.0	—	屋内・容器	石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。
ガラスくず・コンクリー トくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)	61.01	—	屋内・容器		
廃酸	8.0	—	屋内・容器		
廃アルカリ	8.0	—	屋内・容器		

以下、余白。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所
氏名長崎市三京町2842番地1
平木工業株式会社
代表取締役 平木 實男

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎

許可の年月日 令和5年4月15日
許可の有効年月日 令和12年4月14日

1. 事業の範囲 (取扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうか明瞭かにすること。)

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (以上3品目については、自動車等破碎物を含む。)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉛さい、がれき類、ばいじん (汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。) (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉛さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む。) 以上16品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 4月15日 更新許可

平成28年 4月15日 更新許可

令和 3年 8月30日 変更届出により取扱品目 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等) の明記

令和 5年 4月15日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の筑紫保健福祉環境事務所で行ってください。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県長崎市三京町2842番地1

氏 名 平木工業株式会社
代表取締役 平木 實男

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日
許可の有効年月日

令和4年(2022年)6月10日
令和11年(2029年)6月 9日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）

以上15種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年6月10日 更新許可（優良基準適合） 以下余白

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 第04305002069号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 長崎県長崎市三京町2842番地1
 氏 名 平木工業株式会社
 代表取締役 平木 實男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 平成28年12月14日
 許可の有効期限 平成35年11月20日

1. 事業の範囲

事業区分	収 集 運 搬 業
	(積替及び保管行為を含まない)
取り扱う 産業廃棄 物の種類	紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類(以上13品目については石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)、廃油、廃酸、廃アルカリ(これらのうち自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成23年11月21日付けで新規許可
- (2) 平成28年12月14日付けで更新許可及び優良基準適合認定

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長崎県長崎市三京町2842番地1
 氏名 平木工業株式会社
 代表取締役 平木 實男



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝 貞



許可の年月日 平成29年10月11日

許可の有効期限 平成36年10月10日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え又は保管行為を含まない。）以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（廃容器包装、廃プリント配線板を含み、自動車等破碎物を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（廃容器包装、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極で不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるものを含み、自動車等破碎物を含まない）、ガラスくず等（廃グラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、自動車等破碎物を含まない）、鉛さい、がれき類、ぱいじん

（以上16種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。
 含む：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ぱいじん等）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

積替え又は保管行為を含まない。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年10月11日	産業廃棄物収集運搬業許可
平成23年5月23日	変更届（役員、株主、運搬施設）
平成23年6月16日	変更届（運搬施設）
平成23年10月12日	変更届（役員、運搬施設）
平成24年2月1日	変更届（運搬施設）
平成24年4月25日	変更届（運搬施設）
平成24年6月7日	変更届（運搬施設）
平成24年9月13日	変更届（株主）
平成24年10月11日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成25年1月28日	変更届（運搬施設）
平成25年2月15日	変更届（運搬施設）
平成25年3月19日	変更届（運搬施設）
平成26年4月25日	変更届（運搬施設）
平成27年5月12日	変更届（運搬施設）
平成28年1月12日	変更届（役員）
平成28年5月23日	変更届（運搬施設）
平成28年11月7日	変更届（運搬施設）
平成29年10月6日	変更届（運搬施設）
平成29年10月11日	産業廃棄物収集運搬業更新許可（優良基準適合認定）

裏面

5. 積替え許可の有無 有・ 無
市名 許可番号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無
無



許可番号 第03500002069号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県長崎市三京町2842番地1
氏 名 平木工業株式会社
代表取締役 平木 實男

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 政



許可の年月日

平成30年10月3日

許可の有効年月日

平成37年10月2日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん
(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上16種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年10月15日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県長崎市三京町2842番地1

氏 名 平木工業株式会社 代表取締役 平木 實男

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

中村 法道



許可の年月日 令和2年 3月24日

許可の有効年月日 令和9年 3月23日

1. 事業の範囲

廃油

(揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸

(pH 2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ

(pH 12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

鉛さい

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

磨石綿等

ばいじん

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻

(特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上9種類(積替え・保管行為を含まない。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 3月24日 新規許可

平成25年 3月24日 更新許可

平成27年 7月13日 変更許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 07961002069号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長崎市三京町2842番地1

氏名 平木工業株式会社 代表取締役 平木 實男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長崎市長 田上富久



許可の年月日 令和4年3月30日

許可の有効年月日 令和9年3月29日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

別紙のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

所在地	長崎市三京町2842番地1		面積	30.8m ²
特別管理産業廃棄物の種類	保管上限 (m ³)	最大積上げ高さ (m)	保管方法	備考
廃油	3.0	—	屋内容器	
廃石綿等	9.5	—	屋内容器	
ばいじん	2.0	—	屋内容器	
汚泥	2.5	—	屋内容器	

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年3月30日 新規許可

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

廃 油

揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

廃 酸

pH 2. 0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

廃アルカリ

pH 12. 5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

感染性産業廃棄物

鉱さい

特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

廃石綿等

ぱいじん

特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

燃え殻

特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

汚 泥

特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る

以上9種類（積替え、保管行為を含む）

以下 余白。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

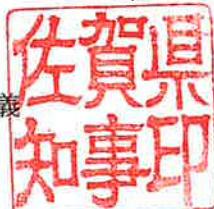
住所 長崎県長崎市三京町2842番地1

氏名 平木工業株式会社
代表取締役 平木 實男

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日 令和4年(2022年)6月10日
許可の有効年月日 令和11年(2029年)6月 9日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱 さ い (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

廃石綿等

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和4年6月10日 更新許可（優良基準適合） 以下余白

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

業者名
長崎市三京町2842番地1
平木工業株式会社
代表取締役 平木 實男

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 5年 4月 15日
許可の有効年月日 令和 12年 4月 14日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

裏面のとおり。

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 4月15日 更新許可

平成23年 8月 1日 変更許可により取扱品目（感染性産業廃棄物、鉛さい）の追加及び取扱品目（廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、燃え殻、汚泥）の限定の変更

平成28年 4月15日 更新許可

令和 5年 4月15日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可の有無 有

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の筑紫保健福祉環境事務所で行ってください。

1. 事業の範囲

積替え、保管を含まない。

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

鉱さい (水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃石綿等

ばいじん (水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻 (カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上9品目 以下余白

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県長崎市三京町2842番地1
氏 名 平木工業株式会社
代表取締役 平木 實男

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



許可の年月日 令和4年(2022年)8月19日

許可の有効年月日 令和11年(2029年)8月18日

1. 事業の範囲

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 (特定有害産業廃棄物の種類については別表参照)	(特記事項)	積替え 保管
廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類)	—	—
廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの)	—	—
廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの)	—	—
感染性産業廃棄物	—	—
廃石綿等	—	—
鉛さい (特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—
燃え殻 (特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—
汚泥 (特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—
廃油 (特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—
廃酸 (特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—
廃アルカリ (特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成22年(2010年)8月19日付けで新規許可
- (2) 平成27年(2015年)8月28日付けで更新許可及び優良基準適合認定
- (3) 令和4年(2022年)8月2日付けで更新許可及び優良基準適合認定

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

(別表)

有害物質	特定有害産業廃棄物の種類					
	鉱 さ い	燃 え 殻	汚 泥	廢 油	廢 酸	廢 アル カリ
アルキル水銀化合物	○	-	○	-	○	○
水銀又はその化合物	○	-	○	-	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	-	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	-	○	○
有機燐化合物	-	-	○	-	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	-	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	-	○	○
シアノ化合物	-	-	○	-	○	○
トリクロロエチレン	-	-	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	-	-	○	○	○	○
ジクロロメタン	-	-	○	○	○	○
四塩化炭素	-	-	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	-	-	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	-	-	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	-	○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	-	-	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	-	-	○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロパン	-	-	○	○	○	○
チウラム	-	-	○	-	○	○
シマジン	-	-	○	-	○	○
チオベンカルブ	-	-	○	-	○	○
ベンゼン	-	-	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	-	○	○
1, 4-ジオキサン	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類	-	-	-	-	-	-

※○：取り扱うもの ○：積替え又は保管行為を含むもの

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長崎県長崎市三京町2842番地1
 氏名 平木工業株式会社
 代表取締役 平木 實男

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬勝貞



許可の年月日 平成29年10月11日

許可の有効期限 平成36年10月10日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え又は保管行為を含まない。）以下余白

特別管理産業廃棄物の種類

感染性産業廃棄物

廃石綿等

廃油

（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る）

廃酸

（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより特定有害産業廃棄物となるものに限る）

廃アルカリ

（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより特定有害産業廃棄物となるものに限る）

ばいじん

（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより特定有害産業廃棄物となるものに限る）

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県長崎市三京町2842番地1
氏 名 平木工業株式会社
代表取締役 平木 實男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 崇政



許可の年月日

令和3年9月3日

許可の有効年月日

令和8年9月2日

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類
裏面のとおり

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベニカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベニカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベニカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 鉱さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

廃石綿等

以上9種類

特別管理産業廃棄物処分業許可証

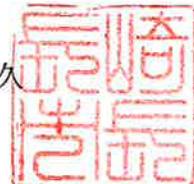
優
良

住 所 長崎市三京町2842番地1

氏 名 平木工業 株式会社 代表取締役 平木 實男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを
証する。

長崎市長 田上富久



許可の年月日 令和4年2月21日

許可の有効年月日 令和11年2月20日

1. 事業の範囲

事業の区分 特別管理産業廃棄物処分業（中間処理）

処分の方法	特別管理産業廃棄物の種類
選別（手分解による選別に限る。）	廃酸（廃蓄電池に限る。水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力
		許可年月日	許可番号
選別	長崎市三京町2842番地1	—	144台/日/3人
		—	—

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年 2月21日 新規許可

平成22年 2月21日 更新許可

平成27年 2月21日 更新許可（優良認定）

令和4年 2月21日 更新許可（優良認定）

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無

裏面

汚泥

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

鉱さい

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

燃え殻

(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

(以上9種類に限る。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る）

積替え又は保管行為を含まない。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年10月11日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
平成23年 5月23日	変更届(役員、株主、運搬施設)
平成23年 6月16日	変更届(運搬施設)
平成23年 7月 6日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可(品目の追加)
平成23年10月12日	変更届(役員、運搬施設)
平成24年 2月 1日	変更届(運搬施設)
平成24年 4月25日	変更届(運搬施設)
平成24年 6月 7日	変更届(運搬施設)
平成24年 9月13日	変更届(株主)
平成24年10月11日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成25年 1月28日	変更届(運搬施設)
平成25年 2月15日	変更届(運搬施設)
平成26年 4月25日	変更届(運搬施設)
平成27年 5月12日	変更届(運搬施設)
平成28年 1月12日	変更届(役員)
平成28年 5月23日	変更届(運搬施設)
平成28年11月 7日	変更届(運搬施設)
平成29年10月 6日	変更届(運搬施設)
平成29年10月11日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可(優良基準適合認定)

5. 積替え許可の有無

市名

有・

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

許可番号 07921002069号

産業廃棄物処分業許可証

優
良

住 所 長崎市三京町2842番地1

氏 名 平木工業 株式会社 代表取締役 平木 實男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長崎市長 田上富久



許可の年月日 令和2年2月7日

許可の有効年月日 令和5年7月22日

1. 事業の範囲

事業の区分 産業廃棄物処分業(中間処理)

処分の方法	産業廃棄物の種類
圧 縮	廃プラスチック類、廃油、繊維くず(以上3種については、オイルアレメントに限る。)、金属くず 以上4種類
破 碎 (石膏ボード破碎・選別機、廃蛍光管破碎によるもの、木くずの移動式破碎機及びがれき類の定置式及び移動式破碎機によるものを含む。)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず(以上3種類については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類 以上7種類 (ただし、機械別に処理できる廃棄物の種類は別紙1のとおり)
溶 融	廃プラスチック類 以上1種類
脱 水	汚泥(無機系) 以上1種類
発 酵 (コンポスト)	汚泥(有機系)、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、木くず、廃酸・廃アルカリ(廃飲料水に限る。) 以上7種類
圧縮・梱包	廃プラスチック類、紙くず (ただし、機械別に処理できる廃棄物の種類は別紙1のとおり) 以上2種類
分 解 (手分解に限る。)	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃プリント配線板を含む。) (廃家電(テレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫)、廃遊技機(ピチコ台)、廃蓄電池(鉛)に限る。) 以上4種類
破碎・発酵 (液体飼料製造)	動植物性残さ、廃酸、廃アルカリ(すべて廃食品に限る。) 以上3種類

(これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設 別紙1及び別紙2のとおり

3. 許可の条件

廃棄物の中間処理の工程において、騒音、粉じん、悪臭及び有害ガスを発生しないよう作業のあり方、施設の取扱い、公害関係法令の遵守等について留意すること。

コンポスト施設については、廃棄物による汚水等が地下に浸透しないような措置を講ずること。

また、木くず、がれき類の移動式破碎機及び汚泥の移動式造粒固化機については、以下の条件を守ること。

稼働日 平日の稼働を原則とする。

稼働時間 午前8時より午後5時までの稼働を原則とする。

騒音・振動及び 滅菌町641番地1及び三京町2842番地1で稼働させる場合

悪臭の防止措置 (がれき類、木くずの移動式破碎機を除く) は、付近住居等で、生活環境の保全上影響を及ぼさないような措置を講ずること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 3年 5月 2日	新規許可
平成 3年 7月 23日	変更許可
平成 8年 2月 29日	変更許可
平成 8年 7月 23日	更新許可
平成 11年 6月 29日	変更許可
平成 12年 8月 31日	変更許可
平成 13年 7月 23日	更新許可
平成 15年 11月 12日	変更許可
平成 15年 12月 19日	変更許可
平成 16年 4月 14日	変更許可 (事業範囲の追加)
平成 16年 4月 27日	変更許可 (事業範囲の追加)
平成 17年 2月 21日	変更許可
平成 18年 7月 23日	更新許可
平成 23年 7月 23日	更新許可
平成 27年 11月 20日	変更許可 (事業範囲の追加)
平成 28年 7月 23日	更新許可 (優良認定)
平成 29年 9月 28日	変更届出 (水銀使用製品産業廃棄物明記)
平成 31年 3月 15日	変更届出 (施設入替)
令和 元年 7月 23日	変更届出 (施設入替)
令和 元年 7月 29日	変更届出 (施設追加)
令和 2年 2月 7日	変更許可 (事業範囲の変更)
令和 2年 5月 14日	変更届出 (施設の廃止)
令和 2年 11月 30日	変更届出 (施設入替)
令和 3年 5月 7日	変更届出 (施設及び事業の一部廃止)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

各破碎機で処理できる産業廃棄物の種類

破碎機の種類	廃棄物の種類
破碎・選別施設 (廃石膏ボードの破碎・選別専用/シマ製)	紙くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物(廃石膏ボードに係るもの)に限る。
破碎施設(富士鋼業製 ダイヤモンド z PWG-1036-1)	紙くず(移動式のみ)、木くず、繊維くず(移動式のみ)
破碎施設 (ジャケイ・エンジニアリング社製 ローラーかみ NK-70SR / ベースマシン 日立建機製ZH200-6、小松建機製PC-200-6)	がれき類
破碎施設(DEXTRITE社製 RDA-55E)	廃蛍光管等(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類であり、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
破碎施設(サ工業製 HSV-600)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスクズに限る。)
破碎施設(中山鉄工所製 NE150J)	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
破碎施設(富士鋼業製 SG200E型)	廃プラスチック類、紙くず、木くず

各圧縮梱包機で処理できる産業廃棄物の種類

圧縮梱包機の種類	廃棄物の種類
圧縮梱包施設(サ工業製 廃プラスチック類圧縮梱包)	廃プラスチック類
圧縮梱包施設(天駿機械股份有限公司製 TB-1011-150)	廃プラスチック類(硬質プラスチックを除く)、紙くず
圧縮梱包施設(サ工業製 紙くず圧縮梱包)	紙くず
圧縮梱包施設(天駿機械股份有限公司製 TB-1011-150(攪拌機付))	

事業の用に供する施設

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力
		許可年月日	許可番号
溶融施設(定置式) (SPB-80)	長崎市三京町 2842 番地1	平成7年11月10日	0.08 t/h
		—	—
破碎・選別施設(定置式) (廃石膏ボードの破碎・選別専用 / シマ製)	上記に同じ	平成11年6月16日	2 t/h
		—	—
破碎施設(定置式及び移動式) (富士鋼業製 ダイヤモンド z PWG-1036-1)	長崎市三京町 2842 番地1 及び市内排 出事業場	平成11年9月22日	323.2 t/日 (8h)
		平成19年1月9日	791016051
破碎施設(移動式) (ジャケイ・エンジニアリング社製 ローラーかみ NK-70SR / ベースマシン 日立建機製 ZH200-6 小松建機製 PC-200-6)	市内排出事業場	平成12年7月28日	22.2 t/h
		平成13年4月16日	みなし施設
破碎施設(定置式) (サ工業製 HSV-600)	長崎市三京町 2842番地1	平成27年1月21日	21.76 t/日
圧縮(オイルエレメント)施設(定置式) (油圧総合製 AKK-025EL)	上記に同じ	令和元年7月18日	6 t/日 (8h)
		—	—

事業の用に供する施設

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力
		許可年月日	許可番号
汚泥脱水処理施設(定置式) (二本鉄工製 UT0-1000NZ-35P)	長崎市三京町 2842 番地1	平成15年12月5日	53.5 m ³ /日
		平成15年9月26日	792000006
圧縮梱包施設(定置式) (サ工業製 廃プラスチック類圧縮梱包)	上記に同じ	平成16年2月5日	12t/日
		—	—
圧縮梱包施設(定置式) (天駿機械股份有限公司製 TB-1011-150)	上記に同じ	平成24年2月13日	71.2 t/日 (8h)
		—	—
圧縮梱包施設(定置式) (サ工業製 紙くず圧縮梱包)	上記に同じ	平成16年2月5日	40t/日
		—	—
圧縮梱包施設(定置式) (天駿機械股份有限公司製 TB-1011-150(搅拌付))	上記に同じ	平成24年2月13日	93.44 t/日 (8h)
		—	—
発酵(コンポスト)施設(定置式)	上記に同じ	平成16年3月5日	汚泥・動植物性残さ等 21m ³ /日
		—	廃酸・廃アルカリ 21m ³ /日
破碎施設(定置式) (富士鋼業製 SG200E型)	上記に同じ	平成16年2月25日	24.09 t/日 (8h)
		平成16年4月16日	790050032
圧縮(金属くず)施設(定置式) (鎌長製衡製 油圧2方締式)	上記に同じ	平成17年1月10日	8.8 t/日
		—	—
破碎(廃蛍光管等)施設(定置式) (DEXTRITE社製 RDA-55E)	上記に同じ	平成30年12月7日	3.1 t/日 (8h)
		—	—
手分解(廃家電)(定置式)	上記に同じ	—	テレビ 144台/日/3人
		—	—
手分解(廃遊技機)(定置式)	上記に同じ	—	24台/日/3人
		—	—
手分解(廃蓄電池)(定置式)	上記に同じ	—	バッテリー 144台/日/3人
		—	—
破碎・発酵(液体飼料製造)施設 (定置式) (サ工業製 液体飼料製造設備)	上記に同じ	平成27年8月1日	24t/24h
		—	—
破碎(がれき類)施設(定置式及び移動式) (中山鉄工所製 NE150J)	長崎市三京町 2842 番地1 及び市内排出事業場	平成31年3月5日	240t/日 (8h)
		令和元年7月26日	790017081

以下 余白



様式第九号の二（第十条の六関係）

許可番号 08022002069

産業廃棄物処分業許可証

住 所 長崎県長崎市三京町2842番地1
名 称 平木工業株式会社
代表者の氏名 代表取締役 平木 實男

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐世保市長 朝長則男



許可の年月日 平成28年5月8日
許可の有効年月日 平成35年5月7日

1. 事業の範囲

中間処理【造粒固化（移動式）】

①汚泥（無機性のものに限り、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上1種類

中間処理【破碎（移動式）】

①紙くず、②木くず、③繊維くず（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上3種類

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

中間処理施設（造粒固化）

施設の種類	汚泥の造粒固化施設【移動式】 アクシード社製オデッサM型 OMR-G500D型
保管場所	長崎県長崎市三京町2842番1
設置年月日	平成13年1月20日
処理能力	120.0t/日（8時間）

中間処理施設（破碎）

施設の種類	紙くず、木くず、繊維くずの破碎施設【移動式】 富士鋼業製ダイヤモンドZ PWG-1036-I型
保管場所	長崎県長崎市三京町2842番1
設置年月日	平成13年1月20日
処理能力	①紙くず 45.6t/日（8時間） ②木くず 323.2t/日（8時間） ③繊維くず 45.6t/日（8時間）
使用届出年月日	平成13年4月27日

3. 許可の条件

- ①申請書記載の「環境保全措置」を遵守すること。
- ②稼働場所は、処理する産業廃棄物の排出現場内に限る。

（裏面）

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年5月8日 新規許可

平成16年8月5日 許可証の書き換え交付（住所及び保管場所の変更）

平成18年5月8日 更新許可

平成23年5月8日 更新許可

平成28年5月8日 更新許可（許可証は平成28年11月24日交付）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無し